

Title	合衆国関税問題文献二種
Sub Title	
Author	浜田, 恒一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.8 (1934. 8) ,p.1251(107)- 1258(114)
JaLC DOI	10.14991/001.19340801-0107
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340801-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合衆國關稅問題文獻二種

濱田恒一

(1) Europe and the American Tariff by O. F. Boucke 1933.

(2) Tariff Retaliation. (Repercussions of the Hawley-Smoot Bill) by J. M. Jones 1934.

前者はペンシルヴァニア州立大學經濟學教授の手になるもので、全卷を前後二編に分つ。第一編は「歐洲の衰退」と題し、第二編を「アメリカの繁榮」と題する。全編の目的を推測するに、先づ第一編に於いて、歐洲の衰退が、アメリカ合衆國の保護政策を主因とするものでない事を明にし、以てアメリカの保護政策を辯護せむとするものゝ如くである。

「何故歐洲は衰退しつゝあるか」この最も困難なる問題を解かんとするに當つて、著者は全くその方法を誤つてゐる。今日の歐洲の經濟的衰退は、歐洲資本主義の發達過程と關聯してゐなければ了解し得られないと考へる事は、決して評者一個の趣味に墮するものではない。然るに著者はこの事を全く等閑視して了つてゐる。従つてその論調は甚しく散漫であり、分析は全く表面的であり、かくて到達せる結論も、何等一貫せる原理の上に立つ事なく、單に各種の衰退原因を列舉的に示せるに過ぎない。曰く(一)歐洲外地域の經濟的發展(二)アメリカ合衆國及びソ聯邦を

除き、新發展地域の發展が、歐洲外諸國の力に依る事が益、大となれること(三)歐洲の植民地たるアフリカが、大市場たる見込なき事、(四)アジアは過大な人口と政治的紛亂とに依つて工業化が妨げられて居り、たとへ發展するとしても、その市場は主として日、米、ソ聯に依つて占めらるべきこと(五)歐洲は政治的分割が細かくて、經濟的協同行はれ難いこと(六)歐洲内に於ける經濟的發展は既に充分行はれて、今後開拓の余地少なること等である。故に歐洲の衰退は合衆國の責任でない。

歐洲衰退の責任が合衆國保護貿易政策の上に存しない事を、従つて、關稅引下が歐洲に貢獻する事の大ならざるべきを證明せる著者は、次いで後編に移り、關稅引下の對内的効果を檢討する。之を論ずるに、問題を農業と工業に分つ。前者に就いてみるに、世界各國特に歐洲に於ける農産物の生産は、近年顯著なる増加を示し、大體論としては殆んど自給自足の程度に近いである。然も、地方、人口の増加は頗る緩慢である。従つて、將來アメリカからの農産物、殊に食料品輸出が、關稅引下に依つて激増する見込はない。この見透しにして正しければ、關稅引下が合衆國農業を利するとは考へられない。他方、現在の合衆國農業の不況が、諸外國の過剰生産に關聯してゐる以上、關稅引下は益、好ましくないと主張される。工業に就いて言ふも、略、同様な事が言へる。歐洲一般の購買力減少の事實は、工業品輸出の大きいなる見込を拒否する。關稅引下に依つて輸入を増加し、反對給付として合衆國製品の輸出増加を計らむとする意見も、右購買力の一般的減少の事實に加ふるに戰債賠償問題がある以上、多く傾聴に値しない。何故ならば、現在の狀勢の下に於ては、戰債支拂は主として貨物支拂に俟つ外なく、然りとすれば、關稅引下に依る輸入増加額を、輸出に、即ち合衆國製品の購買に振向け得ないからである。更に歐貨輸入増加の内國的影響をみるに工業品價格の低落は農産家には利益である。併し工業家には明に不利である。勿論この不利は、農産物價格低落

に基く勞銀の低下に依つて或程度まで相殺はされるが、實際には、勞銀の低下は、勞銀の農産物への支出パーセンテージが増加し、工業品への支出が減少する。加之、歐貨の輸入増加は、合衆國工業組織に種々なる改變を強要すべく、かゝる改變は、巨大なる固定資本と著るしき分勞とに依つて行はれてゐる現在の工業にとつては、甚だしく困難である。且つ、諸工業の持つ相互關聯性は、二三部門の改變をして、全般的に波及せしめる。既に關稅引下に依つて、輸出の躍進が期待される以上、かゝる大變動を賭してまで之を行ふは、著者の採らざる處である。

かくて、著者は對内的、對外的、兩方面から考察して、關稅引下論を否定する立場に立つてゐる。

之で關稅論は一應済んだ譯であるが、著者は更に進んで、將來採るべき貿易政策に言及すべく、その豫備段階として「過去に於ける合衆國關稅を一顧して、自由貿易主義の無效を説き、更に現在の合衆國經濟の「不均整」をば自由主義に歸し、以て將來に於ける政策は、國家のより大なる干渉と統制とを必要とする旨を述べ、貿易政策に於ても單なる貿易政策のみを以ては不充分で「内國計劃經濟」の援助を俟つて、始めて完璧を期し得べしと爲してゐる。これこそは米國民が學ばむとしつゝある事である。新時代は明けつゝある」とは本書全卷の結語であるが、そこに提示された具體的政策が、例へば最低賃銀の確立であり、銀行監督の強化であり、公有の擴張であり、利潤の制限である時、評者は苦笑を禁じ得ない。三越賣價四圓五拾錢也、買はなければよかつたと思つてゐる。

このペンシルヴァニアの「經濟學教授」の著書に引代へて、合衆國關稅委員會の H. A. Wallace に依つて、單に「an educated and well trained American」として紹介された J. M. Jones, Jr. の著は、遙に價値多きものである。本書の目的は一九三〇年の Hawley-Smoot 關稅が、如何に各國の憤激と報復とを喚起せるものであるかを、綿密な實證的研究に依りて曝露し、以て合衆國の通商政策を「國民主義」から「國際主義」に轉向せしめむとするものである。

著者に従へば、一九三〇年以後の世界商業政策は、大戦時及びその直後のそれに等しい。之を改める事は現代政治の大いなる事業である。然もかゝる状態を生ぜしめたる責任の大いなる部分は、實に一九三〇年の Hawley-Smoot 關稅法が負はねばならぬ。然るにワシントン政府の自己欺的態度に災ひされて、米國民一般はこの關稅法が、如何に各國の報復を招來せるかを知らないのである。

前の著者と異り、本書の著者は米國の高率關稅が世界恐慌を、少くとも加重しつゝあることを主張する。それは世界の債權國たる地位に於いて、特に然るのである。現状を観るに、フランスを除き、各國は對米債務を支拂ふ爲めには、主として貨物の輸出に俟たねばならぬ。従つてアメリカの關稅は最低たらねばならぬのに、事實は最高である。國際聯盟發行の World Economical Survey of 1932 は Hawley-Smoot 關稅が一九三〇年の世界物價の低落と關稅引上とに、與つて力あることを力説してゐる。元來、歐洲諸國は既に一九二二年の合衆國關稅引上に對し、相當の憤懣を感じては居たが、幸ひに當時は所謂戰後安定期に屬したると共に、巨額の貸付が合衆國より爲されてゐたが爲めに、云ふに足る程の報復を齎さなかつた。然るに一九二九年の恐慌以來、合衆國よりの資金は杜絶した。然も彼等の貿易尻はマイナスであり、戰債は支拂はねばならぬ。この時に合衆國が關稅の非常な引上を實施した。報復が来るのは當然である。尙、別に、かゝる報復を來さしめた特殊の事情がある。それは合衆國輸出品の變化である。その昔、マッキンレー關稅の頃には、合衆國輸出品は主として食料品及び原料品であつた。そして合衆國は歐洲の市場であつた。然るにかゝる關係は漸次に變化し、現在では合衆國輸出品の半ば以上は製造品であり、従つて合衆國は歐洲諸國の競争者であり、従つて之に對する報復は必然的となつた譯である。

これは一般的議論であるが、もう少し立入つて考へれば、合衆國關稅制度そのものの中に、報復を招來すべき事情が含まれてゐる。

合衆國通商政策は五つの基礎の上に立てられてゐる。その一は單一國定稅率制で、所謂「伸縮條項」が多少之を緩和してゐる。その二は、かゝる單一稅率制と交換に、最惠國待遇を要求する。その三は、合衆國に對し、差別待遇を行ふ國に對する武器として、從價五割の加重稅規定がある。その四は、「伸縮條項」なるものが、生産費平等化を目的とする。その五は、凡そ關稅設定は純粹に國民的問題であるとの原則これである。

これ等の基礎のうち、關稅設定を以て、單なる國民の問題だと考へることが、世界經濟の現状に於いて、甚だしき認識不足たることは云ふ迄もない。その(四)たる伸縮條項は、實は伸縮でなくて、却つて國產品と輸入品の價格を等しからしめることに依つて、輸入防止の作用を強化してゐる。その(一)たる單一稅率制は勿論、待遇平等の原則に立つのであるが、この待遇平等といふ事は、アメリカ人の解釋に依れば、相互的である。それは同時にアメリカ商品も亦平等待遇を受ける事を條件とする。従つて、この原則に依れば、反對にアメリカが高率關稅を設定して、外國品に對しその市場を閉じた場合、この原則自身が倒壊してしまふ。殘る處は、外國も亦、合衆國商品を「平等」に拒絶する事だけである。かゝる意味に於いて、Hawley-Smoot 法は合衆國通商政策の根本を覆すものである。最惠國待遇の要求の如きは、勿論この際、問題にならない。各國は合衆國との最惠國條項の抹殺に努め、その結果、世界通商政策は著るしく互惠主義に進んで行つた Owen Jones が「いみじくも云つた様に、互惠とは非互惠國に對する差別に過ぎない。そしてこれは實に Hawley-Smoot 關稅の私生子である。」

かく論じ來れば、Hawley-Smoot 關稅は歐洲商品に對して自國市場を閉鎖したるが爲めに、自國商品に對する世界市場の閉鎖を招來し、世界不況並びに自國不況を一層重からしめたのである。それ故に、合衆國通商政策は、斷

然、根本的、轉向を行はねばならぬ。だが如何なる方向に向つて？ 之を知り、且つ之が適當なる手段を發見する爲めには、Hawley-Smoot 關稅の世界的反響そのものを先づ知らねばならぬ。

著者は之をスペイン、メキシコ、フランス、カナダ、イギリス、オーストリア等の諸國に就いて、一々検討し、一章を別にして敘述してゐる。然る後、アメリカ新通商政策如何の問題を提出する。

合衆國新通商政策は、先づ國際主義を原則とせねばならぬ。これが著者の第一の主張である。然るに往々にして、かくの如きは合衆國經濟の根本的急變改を意味するものと考へる向もあるが、事實は反對である。合衆國經濟は既に今日、國際經濟の基礎に立つてゐる。國際主義の採用は、この現實の公然たる認識に外ならない。

既に國際主義に立つ以上、著者の意見が自由主義的色彩を帯びることは、云ふまでもない。關稅引下こそは、その提唱する根本的政策である。だが實際問題として、合衆國關稅率の一般的引下を主張し實行する事の無理であることは、著者も亦熟知してゐる。依つて著者は協定關稅の採用を提案する。これは三つの理由に基く。既述せる如く、單一關稅の「平等待遇」原則は外國に承認されず、報復條項は事實上無力と化してゐる以上、互惠主義に基く協定關稅以外に方法はない。これ理由の第一である。協定に依つて引下げ得ざる自主關稅は、今日、主權の正當なる發動と看做されてゐないからである。これ理由の第二である。今日世界經濟及び國內經濟の事情は異常に複雑化し爲めに、關稅設定の仕事は、到底從來の如く、議會に委して置けないのである。これ理由の第三である。

さて、協定關稅を實施するとして、次に生ずる重要問題は、無條件最惠國條項を採用するか、條件附最惠國條項にするかである。「通商」の見地からみて、前者が優れてゐる事は無論だが、それは世界經濟がノーマルな場合で、現在の如く、甚だしくアブノーマルな時には、さうは行かない。されば今日無條件最惠國條項は不評である。この

不評の原因は、一つには合衆國の高率なる自主關稅の存在であるが、他方從來の該條項が余りに嚴格な適用を要求されたからである。従つて、協定稅率の實施に依つて前者の原因が、又、或種の例外承認に依つて後者が緩和されるならば、最惠國條項の採用は、有利なものとなるであらうと。

著者の所見中には、必ずしも評者の同意し難いものがない事はない。「全プログラム」の實施は吾等に繁榮の基礎を形成すべき、眞の計劃經濟を與ふであらう」と言ふ如きは、甚だしい認識不足である、資本主義社會に「眞の計劃經濟」などが許されない事は、最早今日自明の理である。況んや永續的繁榮を言ふ如きは、子供だましである。映畫式なハッピー・エンドは學的勞作にも附纏つてゐる。だが、これ等の欠點にも拘らず、本書は良き問題を、良く研究し、良く論述せるものと言ひ得られるであらう。

以上の紹介に依つて明かなる如く、前著は強度の保護貿易の擁護者であり、後者は著るしく自由主義に近いのである。具體的には Hawley-Smoot 關稅に、一は反對し一は賛成してゐる。實際に合衆國通商政策は就れの軌道を進んでゐるであらうか。現に合衆國經濟を支配しつゝある N.R.A. の態度は如何。産業復興法第一部第一條には本法の目的として「外國貿易上の障害を除去し、その自由なる流通を圖ることが規定されてゐる。が、これは單なる抽象的宣言であつて、具體的規定たる第三條(E)に依れば、大統領は關稅の無制限なる引上、數量制限等を行へる事になつてゐる。ル大統領が關稅引下をやらしといふ噂は、既に兩三回傳つてゐるが、いつも噂でお終ひである。多少の引下が將來ないとは斷言出來ないが、大規模な引下は決して行はれはしない。高率關稅は衰退しつゝある獨占資本主義の特徴の一つであり、之が著るしき低減は、その破滅を意味するからである。さればたとへ Jones の主張する協定關稅が實施されても、その稅率は決して現在より低くはなり得ない。資本利潤の一般的低下を意味する

政策は、實施の可能性はない。では Jones 説は無意味であらうか。否！ 單一關稅制を放棄して、協定關稅制を「相互原則」の上に個別的に實施する事は、資本主義世界の帝王たる合衆國にとつては、その威力の般行使をより特殊化し、より具體化することを、即ちアメリカ帝國主義が總括的示威から個別的攻撃に轉化する事を意味する。この帝國主義強化への鋪石たる任務を、Jones の著書はつとめてゐる。

デューヂ・アール・ガイガー氏著『ヘンリー・

デューヂの哲學』

高橋誠一郎

泰西社會主義思想中、我が國に紹介せらるゝことの最も早かつたものゝ一に、米國土地社會主義者ヘンリー・デューヂ (Henry George) の其れがある。彼れの名著 *Progress and Poverty*, 1879. の一部は明治二十四年に知新館から出版せられた城泉太郎編述『賦稅全廢濟世危言』中に抄譯若しくは敷衍せられた。其の翌明治二十五年四月發兌の『地租論』の劈頭に於いて、福澤先生は、地主階級の地租輕減運動に對抗するが爲めに、「吾々の宿論は速かに土地私有の事を廢し、都べて之れを政府に没入して、國民一般の共有に歸せんと欲するものなれども、凡そ事は成る丈け急變を避くるを宜しとするが故に、土地私有の談は姑く猶豫し、其の代りとして更らに地租を重くし、凡そ小作料として地主の手に入る可きものを残らず政府に取り上ぐるは目下の上策なる可し」と信する。輓近の西洋經濟論に就き、諸書を抄譯して、論旨の概要を示して居られる。(大正十五年版『福澤全集』第六卷三七一―六頁参照)。デューヂの *Social Problems*, 1883. は、同年、自由黨の機關『自由』新聞主筆江口三省によつて翻譯せられ、板垣退助、中江兆民の序文を附し、『社會問題』と題して、東京自由社から出版せられ、而して其の *The Irish Land Question*,

デューヂ・アール・ガイガー氏著『ヘンリー・デューヂの哲學』

一一五 (一一五九)